

○神戸学院大学体育館等使用細則

1992年4月1日

制定

改正 2004年4月1日

2007年4月1日

2015年4月1日

2016年7月28日

2019年4月1日

2020年4月1日

第1条 神戸学院大学(ポートアイランド第1キャンパス、ポートアイランド第2キャンパス、有瀬キャンパス)体育館、アリーナ、柔道場、武道場及び多目的室(以下「体育館等」という。)を使用しようとする者は、神戸学院大学体育館等使用規程(以下「使用規程」という。)第2条の規定に基づき、使用願を所定の期日までに学生支援センターに提出しなければならない。

第2条 体育館等の使用時間は、別表のとおりとする。

第3条 使用規程第4条第3項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用許可を受けたとき、直ちに納入しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を返還することがある。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により、使用が不能になったとき。

(2) 大学の都合により使用許可を取り消したとき。

第4条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。

(2) 使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。

(3) 許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。

(4) 体育館シューズを使用すること。

(5) 使用後は、整備、清掃及び消灯を行うこと。

(6) 許可なく、設備、備品等を移動しないこと。

(7) 施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに学生支援センターに届け出ること。

(8) 体育館等での喫煙や火気の使用を厳禁する。

- (9) 原則として体育館等での飲食を禁止する。
- (10) 貼紙、落書をしないこと。
- (11) 節電、節水につとめること。
- (12) ロッカー室、便所等共同使用の場所は、特に清潔、整頓につとめること。
- (13) その他、係員の指示に従うこと。

第5条 大学の休業日に使用する場合は、警備室に使用許可証の提示及び終了の報告を行うこととする。

第6条 体育館等において飲食を伴う行事を行う場合の手続は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、1992年4月1日から施行する。
- 2 神戸学院大学体育館使用細則(昭和48年9月10日制定)は、1992年3月31日をもって廃止する。

附 則(2004年4月1日)

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年7月28日)

この細則は、2016年7月28日から施行する。

附 則(2019年4月1日)

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年4月1日)

この細則は、2020年4月1日から施行する。

別表

[体育館等使用時間・料金表]

施設	使用時間	学外者の使用料			使用可能時間
		半日(4時間)	全日(8時間)	その他の時間	
		①9時～13時	9時～17時	(1時間)	
		②13時～17時			
ポートアイランド第1キャン		100,000円	200,000円	25,000円	7時～21時

パスD号館アリーナ(放送・空調等の設備費込み)				
ポートアイランド第2キャンパス2号館体育館(放送・空調等の設備費込み)	100,000円	200,000円	25,000円	7時～21時
ポートアイランド第2キャンパス5号館柔道場(空調等の設備費込み)	40,000円	80,000円	10,000円	7時～21時
ポートアイランド第2キャンパス5号館武道場(空調等の設備費込み)	40,000円	80,000円	10,000円	7時～21時
ポートアイランド第2キャンパス5号館多目的室(空調等の設備費込み)	16,000円	32,000円	4,000円	7時～21時
有瀬キャンパス第1体育館	16,000円	32,000円	4,000円	7時～21時
有瀬キャンパス第2体育館				

[放送室使用時間・料金表]

施設	使用時間	学外者の使用料			使用可能時間
		半日(4時間)	全日(8時間)	その他の時間	
		①9時～13時 ②13時～17時	9時～17時	(1時間)	
有瀬キャンパス第1体育館		2,000円	4,000円	500円	7時～21時
有瀬キャンパス第2体育館					